2024年度高校野球用具の使用制限

	アイテム	要　　項
1	ユニフォーム	**■生地（柄含む）・カラー・型** ・シャツとパンツは同一カラーでなければならない。（ツートンカラーは使用できない。） ・メッシュやシャドーストライプなどの織柄シャツを着用する場合は、シャツとパンツで同色に見えることとする。 （ﾒｯｼｭ×ﾊﾟﾝﾂ） （ｼｬﾄﾞｰｽﾄﾗｲﾌﾟ柄ﾒｯｼｭｼｬﾂ×ｼｬﾄﾞｰｽﾄﾗｲﾌﾟ柄ﾆｯﾄﾊﾟﾝﾂ） ・生地廃番によるユニフォームの素材違い（同一カラー）の混在は可とする。但し、移行期間は３年とする。 **■マークの表記** ＜商標＞ ・表面には、いかなる商標もつけてはならない。 ＜マーク加工表記・仕様＞ ・校名、校章、都道府県名、地名は可。 　ただし、校名、校章に準じるものは差し支えない。（都道府県を象ったマークを袖に表示することは可。） ・刺繍及び昇華プリントの混在は可とする。 ＜ライン加工＞ ・シャツ・パンツへのライン加工（パイピング加工含む）は可とする。 **■その他** ・ストッキングは見せることとする。
2	帽子	**■マークの表記** ＜商標＞ ・表面には、いかなる商標もつけてはならない。 **■本体の仕様** ＜加工＞ ・帽子庇部断面へのサンドイッチ加工は、可とする。（カラー制限はない。） ・庇と本体の色違いは可とする。
3	アンダーシャツ	**■マークの表記** ＜商標＞ ・ユニフォーム着用時、外部から見える表面には、いかなる商標もつけてはならない。 ・ユニフォーム着用時、外部から見えない表面へ商標をつけることは可とするが、着用時に商標が透けて見えないよう注意、指導する。 ＜マーク加工＞ ・アンダーシャツの襟首部分等、外部から見える表面に、学校名などの表記はできない。

4	ストッキング	**■マークの表記** ＜商標＞ ・外部から見える表面には、いかなる商標もつけてはならない。 ＜マークの加工＞ ・校名、校章などの表記はできない。 **■型** ・くりぬきなしのストッキングの使用を認める。 ・くりぬきの高さはチームで統一することが望ましい。
5	ソックス	・アンダーソックスは必ず着用すること。（白に限る）
6	ベルト	**■マークの表記** ＜商標＞ ・本体同色の型押し以外のものをつけてはならない。 **■カラー** ＜本体＞ ・ブラックまたはネイビーとし、光沢のある素材は使用できない。 ＜バックル部＞ ・シルバー、ゴールド、ブラック、ネイビーに限る。
7	コート類	**■マークの表記** ＜商標＞ ・表面には、いかなる商標もつけてはならない。 ＜マーク加工表記＞ ・校名・校章は、それぞれ１箇所まで可とする。 ・氏名または番号を入れる場合は、袖部のみ可とする。その大きさは、(縦) ４センチ×(横) ７センチ程度とする。 **■その他** ＜型・使用の制限＞ ・フード付のコート等は使用できない。 ・ベンチコート等、ロングコートの使用は選手・指導者に関わらず使用できない。 ・ベンチ内のコート類の着用においては、グラウンドコート・Ｖジャン・フリース・ジャージなどタイプの違う商品。 （それぞれのタイプは同一デザインに限る）の混在は可とする。ただし、２種類までとする。
8	スパイク	■マークの表記 ＜商標＞ ・商標はベロ部に１箇所のみ入れることが可能であるが、その大きさは(縦) ３センチ×(横) ５センチ以内とする。 ・靴底部には 10 平方センチ以内の大きさで１箇所表示することができる。その色は靴底と同系色とする。 ■カラーおよび、その他 ＜甲被＞ ・表面カラーはブラックまたはホワイト一色とする。 ・表面がブラックの場合、エナメル及び光沢のある素材は使用できない。 ただし、天然皮革素材の自然な光沢感は可とする。 ・表面がホワイトの場合、履口およびベロ裏のカラーは防汚のためブラック・シルバーの使用を可とする。 ・校名・校章・氏名・番号などの表記はできない。 ＜ライン＞ ・ラインを両サイドにそれぞれ１箇所、本体と同色で入れることができる。 ライン部の表現方法は、本体素材と同一素材あるいは異素材による取り付け、型押し加工、 プリント等を認めるが、光沢あるラインは認めない。 ＜靴底＞ ・甲被カラーがブラックの場合 靴底本体のカラーはブラックを基調とし、その他に使用できるカラーはホワイト・ゴールド・シルバーとする。 ただし、その面積は 50%を超えてはならない。（レッド・ブルー・グリーンなどの際立った配色は使用できない。） ・甲被カラーがホワイトの場合 靴底本体のカラーはホワイト・ブラック・シルバーを基調とし、その他に使用できるカラーはホワイト・ブラック・ゴールド・シルバーとする。 ただし、その面積は 50%を超えてはならない。（レッド・ブルー・グリーンなどの際立った配色は使用できない。） ・靴底のクッション材（ミッドソール）カラーは、甲被のカラーと同色とする。

（続）	スパイク	・革底の場合、靴底の本体カラーはブラックに加え、ブラウン系も使用できる。 ・チーム内で甲被カラーのホワイト、ブラックの混在は可とする（指導者も含めて）。
9	トレーニングシューズ	■マークの表記 ※スパイクに準じる ・氏名または番号を入れる場合、甲部分（ベロ革部分周辺やマジックテープベルト部）一箇所のみとする。 **■カラーおよび、その他** ＜甲被＞ ・本体カラーは、ホワイトまたはブラック一色とする。 ・スパイク同様にブラックの本体には、エナメル及び光沢のある素材は使用できない。 ただし、天然皮革素材の自然な光沢感は使用を可とする。 ・甲部におけるＤカン及びハトメ金属部に使用できるカラーは、ホワイト・ブラック・ゴールド・シルバーとする。 ＜靴底＞ ・靴底のカラーは、ホワイト・ブラック・ネイビー・グレーとし、同一色でなくても構わない。
10	グラブ・ミット	**■マークの表記** ＜商標＞ ・その大きさは縦４センチ、横７センチ以内とする。 ・商標の材質は、布片に刺繍または樹脂の成型物のほか、連盟が認めたものとする。 ・表記箇所は、背帯あるいは背帯に近い部分、または親指のつけ根の部分のうちいずれか１箇所とする。 ・投手用グラブに商標を表示する場合、その色は文字の部分を含み、すべて白または灰色以外の色でなければならない。 **■カラー** ＜カラー＞　※投手用・捕手用・野手用　共通 ・本体カラーは、ブラウン系、オレンジ系、ブラックとする。（指掛けも含む） また使用できるカラーであれば、表部と裏部（平裏）部のカラーが違っていても使用可とする。 ・品名・品番・マーク類などをスタンプによって表示する場合の色は、ブラックまたは焼印の自然色でなければならない。 ＜縫い糸＞ ・特にカラー制限を定めない。 ＜ハミ出し＞ ・グラブ本体と同系色で目立たないもの、または革の自然色とする。 ＜しめひも＞ ・投手用グラブのしめひもは、グラブ本体と同色でなければならない。 ただし、グラブ本体と同系色で目立たないものについては差し支えない。 ・野手用（捕手含む）グラブのしめひもは、本体カラーと同系色とする。 ただし、ブラックとブラウン系のしめひもに限っては本体カラーにかかわらず使用できる。 ＜へり革＞ ・グラブ本体と同系色で目立たないもの。 **■その他** ・グラブ、ミットの表面（捕球面・背面）に氏名、番号、その他の文字を表記することを禁止する。 ・捕球面と背面が同一カラーであれば、革の表面への処理（スムース加工やシボ加工、パンチング加工）の違いは使用を認める。 ・しめひもは、長すぎないこと。親指の長さ程度にすること。
11	ヘルメット	■使用義務 ・打者用・捕手用・ベースコーチとも、「製品安全協会」のＳＧマークが付けられているものに限る。 ・打者、走者およびベースコーチは、必ず両耳付のものを着用する。 **■マークの表記** ＜マーク＞ ・ヘルメットの表面には校名およびその頭文字、校章、番号の表記は認める。 ・マーク（校名およびその頭文字・校章）の表記は前頭部１箇所のみとし、側頭部への表記は禁止とする。 番号については、後頭部または側頭部への表記を認める。 **■カラー、その他** ＜カラー等＞ ・本体はホワイト・ブラック・ネイビーのいずれか一色とする。 ・表面がつや消し処理されたヘルメットの使用は認める。 ・打者、走者は顎ガード付きヘルメットを使用することができる。使用する場合は、ヘルメット本体と顎ガードは同色とする。
12	バット	■金属製バット 金属製バットは、「製品安全協会」のＳＧマークが付けられているものに限る。 ＜カラー・その他＞ ・本体色は硬式がシルバー系、ゴールド系またはブラックとし、軟式は単色とする。ただしプレイの妨げとなるような反射するものは認めない。 ・グリップテープの色は、ブラックまたはブラウン系の単色とし、本体同色の型押し加工のものは使用できる。

（続）	バット	■木製バット 木の自然色の他、着色バットの使用を認める。 ただし、使用できる着色バットは、全日本野球協会・アマチュア野球規則委員会運用基準によるものとする。 ■金属製および木製バット 商標は次の通りとする。 (1) バットの先端部分にはモデル名とバットの品名・品番・サイズ・材種のみを表示するものとし、商標は表示できない。この表示の大きさは、バットの長さに沿って縦５センチ、横９．５センチ以内とする。文字の大きさは縦、横ともに２センチ以内でなければならない。 (2) 握りに近い部分には、製造業者または製造委託業者の名称を含む商標を表示するものとし、この表示の大きさは、バットの長さに沿って縦６．５センチ、横 12. ５センチ以内とする。 (3) 金属製バットで製造業者（日本高等学校野球連盟で使用認可の登録を受けた業者）の名称１、２項と別に表示する必要のある場合は、握りに一番近い部分に表示することとし、大きさはバットの長さに沿って、縦１センチ、横４センチ以内とする。 (4) これらの表示は本体カラーがシルバー系・ゴールド系の場合はブラック、本体カラーがブラックの場合はシルバー系またはゴールド系とし、すべて同一面の１箇所だけとする。 (5) 但し、軟式用バットの表示の大きさは、先端部のモデル名表示、握りに近い部分の製造業者または製造委託業者の名称を含めて縦８センチ、横 28 センチ以内とし、２箇所（表面・裏面）まで認めることとし、１文字の大きさは問わない。 なお、カラーは単色とする。また、軟式用バットはテーパ部にはリング等商標と認識されない印刷は認める。 ■その他 ・マスコットバットの長さの制限については、通常のバットの長さ（42 インチ以下）と同様とする。 ・グリップエンド部に、番号をシール等で表示することは認める。（ただし、イニシャル等番号以外は不可とする。） ・スプレーの使用は手袋の磨耗が激しくなるので禁止する。
13	手袋	■マークの表記 ＜商標＞ ・手袋の素材と同色のものを表面の１箇所のみに表示することとし、その大きさは７平方センチ以下とする。 ■カラー、その他 ＜カラー＞ ・ホワイト（革の自然色含む）またはブラック一色とする。 ・手袋本体に使用する素材（商標を含む）は、表面感や表面柄感を統一する必要はないが、ホワイトおよびブラック一色に見えることとする。 ＜使用制限＞ ・当て革補強（衝撃吸収材内蔵含む）を施した手袋の使用は認める。 ・出塁時に、ひとまわり大きいサイズの走塁用手袋（走塁ガード手袋）の使用は認めない。 ・守備時の野手の手袋の使用を認める。 ■その他 ・手袋の表面に氏名、番号、その他の文字を表記することは禁止する。
14	サポーター	■マークの表記 ＜商標＞ ・本体素材と同色のものを１箇所のみ表示ができる。その大きさは７平方センチ以下とする。 ■その他 ＜使用制限＞ ・テーピングと同様の効果が得られる手首、足首、指等の保護ガード（リストガード等）は、試合前（メンバー交換時）に主催者・審判員に申し出て許可を得たものの使用を認めることとする。ただし、色はホワイト・ブラック・ベージュの一色とする。また、手袋と一体型のものの使用も認める。 ・肘のサポーターは、外から見える部分には使用出来ない。
15	レッグガード エルボーガード等	■マークの表記 ＜商標＞ ・表面にはいかなる商標、マークもつけてはならない。 ■その他 ＜使用制限＞ ・レッグガード、エルボーガードの使用を認める。なお、手甲ガードの使用は認めない。 ・その本体カラーはホワイト・ブラック・ネイビーのいずれか一色とする。
16	捕手用具	プロテクター・レガース・スロートガード ■マークの表記 ＜商標＞ ・捕手用具の表面にはいかなる商標、マーク（型押しも含む）もつけてはならない。 ＜カラー＞ ・ブラック・ネイビー一色とする。 ＜使用制限＞ ・投球練習時（座って捕球する時）には、捕手用具を装着すること。

（続）	捕手用具	マスク ■カラー ＜カラー＞ ・ブラック・ネイビー一色とする。 ＜使用義務＞ ・「製品安全協会」のＳＧマークが付けられているものに限る。 ■その他 ・スロートガード一体式でないマスクを着用する場合は、スロートガードを取り付ける必要がある。 　またそのカラーは、本体同色とする。 ・スロートガード一体式マスクを着用する場合、スロートガードを取り付ける必要はない。
17	捕手用膝パッド	■マークの表記 ＜商標＞ ・表面にはいかなる商標もつけてはならない。 ■カラー ・本体色はレガースと同色とする。 ■その他 ＜使用制限＞ ・捕手の膝痛を軽減する目的で、レガースに装着するパッドの使用を認める。
18	サングラス	・サングラスを使用する可能性のある時は、試合前（メンバー交換時）に主催者・審判員に申し出て許可を得たものの使用を認めることとする。 ・メガネ枠はブラック、ネイビーまたはグレー（ホワイトは不可）とし、メーカー名はメガネ枠の本来の幅以内とする。グラスの眉間部分へのメーカー名もメガネ枠の本来の幅以内とする。なお、メーカー名はメガネ枠と同色とする。また、著しく反射するレンズのサングラスの使用は認めない。
19	マウスガード	・白または透明なものに限り使用を認める。
20	ヘッドギア	・打撃練習時において、投手およびマシン球投入者は「製品安全協会」のＳＧマークが付けられているものの着用を義務付ける。
21	審判用具	■審判用マスク ＜カラー＞ （本　体）ブラック・ネイビーとする。 （パッド）ブラック・ネイビー・ブラウン系とする。 ＜使用義務＞ ・「製品安全協会」のＳＧマークが付けられているものに限る。 ■その他 ・ボールケースのカラーはブラック・ネイビーまたはグレーとする。

・本項に定めのないもので、直接競技の用具となるものに過大な商標、マークがつけられているものが判明した場合や本項で認められた商標の大きさであっても、プレイの妨げとなったり際立った色彩のものである場合は修正を申し入れることがある。また、本項に記載のない事項で使用の判断が不明な場合は日本高等学校野球連盟または都道府県高等学校野球連盟まで、事前に必ずご相談下さい。

令 和 4 年 2 月 18日

『金属製バットの新基準』

公益財団法人
日 本 高 等 学 校 野 球 連 盟

下線部が変更箇所

1. 最大径の制限

バットの最大直径を64mm未満とする。

2. 設計の規程

バット本体は金属製バットの単層管であること（バット本体とは、先端キャップ、グリップエンド、グリップテープを除いたもの。バット内部に消音効果のための充填物は可）。

3. 質量の規程

バットの重量を900グラム以上とする。なお、900グラムと規定しているのは完成品で、ヘッドキャップ、グリップエンドノブ、グリップテープを除いた本体の質量は810グラムとし、その誤差の許容は±10グラム以内とする。

4. 形状の規程

バットの先端からグリップ部までは、なだらかな傾斜でなければならない。
打球部からグリップ部までのテーパ部は、絞りのはじめから終了までの長さに対する半径の寸法減少割合が10％を超えてはならない。（全体傾斜率）
　また、テーパ部における任意の50mmの長さに対する半径の減少割合が20％を超えてはならない。（最大傾斜率）　なお、傾斜率の算出は設計値で行う。

（注）

全体傾斜率；打球部外径とグリップ部外径との差の1/2をテーパ部長さ（打球平行部終点からグリップ平行部始点までの長さ）で割った値

最大傾斜率；テーパ部の最も傾斜の急な個所で、長さ50mm間の外径の差を1/2した値を50で割った値

5. 新基準の実施時期

新基準は2024年シーズンイン（第96回選抜高等学校野球大会、都道府県春季大会）から適用する。

6. 新基準の識別

これまで、グリップ部上部の製造年月のアルファベットに続き、Ｎが表示されていたが、新基準はＲ（リパルション＝反発の略）を表示する。

現行基準バット　　ＢＢ　ＪＡ－Ｎ（22年１月の略）

新基準バット　　ＢＢ　ＪＢ－Ｒ（22年２月の略）

アルファベットの記号は、Ａが１、Ｂが２と順に表記する。

以　上

資料No. 8

木製バット　使用ルールについて

高校野球特別規則

1. 高校野球で使用できるバット

高校野球（硬式・軟式）で使用できるバットは次の通りである。

(1) 認可の種類

① 木製バット

② 木片の接合バット

③ 竹の接合バット

④ 金属製バット

▽ 金属製バットは、一般財団法人製品安全協会の定めたＳＧ基準に適合した、ＳＧマーク（右図参照）添付の製品に限る。
また、2022年度、2023年度は2001年秋から適用された基準（規則3.02(a)【注3】）のものおよび2022年２月18日に規定した新基準のものとする。
なお、2024年度シーズンインからは新基準のバットに完全移行する。

▽ 軟式野球で複合バットの使用はできない。

(2) 色彩

① 使用できる木製の着色バットは以下の通りとする。

ｱ) 黒色・ダークブラウン系・赤褐色系および淡黄色系とする。

ｲ) 木目を目視できるものとする。

ｳ) 拙劣な塗装術を用いていないものとする。（例えばボールに塗装が付着するなど）

② 金属製バットの本体色は硬式では、シルバー系、ゴールド系またはブラックとし、軟式では単色とする。ただし、プレイを妨げとなるような反射するものは認めない。

③ 金属製バットのツートンカラーのものは認めず、一色とする。

(3) その他の注意

① 鉄棒、バットリング、滑り止めスプレーなどをベンチ内に持ち込むことを禁止する。

② 金属製バットの表面にへこみ、ヒビ割れ、グリップのゴムや皮にゆるみ、破れがないか注意すること。　（規則3.02）

高校野球用具の使用制限

■ 木製バット

木の自然色の他、着色バットの使用を認める。

ただし、使用できる着色バットは、全日本野球協会・アマチュア野球規則委員会運用基準によるものとする。

➡ ＢＦＪマーク表示バットの使用はＯＫ

➡ ＮＰＢマーク表示バットの使用もＯＫ

◇ ＢＦＪマーク表示基準

① 下記の色が認められる。木目が見えること。

・バットそのものの素材の色（ナチュラル）

・ダークブラウン系

・赤褐色系

・淡黄色系

・黒色（墨黒）※

② 許可された色同士の２色（ツートンカラー）とすることができる。その場合はバットの握り部分端から 45.7 センチ以内を境界線とする。

③ バットの握り部分端から 45.7 センチより先端がナチュラルカラーの場合に限り、その範囲内にフレームテンパー（焼加工）を施すことができるものとする。焼きの濃さはBFJマークの表示が容易に見える程度までとする。

④ 拙劣な塗装技術を用いていないものとする。（例えば、ボールに塗料が付着するなど）

※ 散孔材にて黒色を使用する場合は木目が見えないため、バットの握り部分において木目が見える色を使用すること。その場合はバットの握りの部分端から 45.7～44.2 センチを境界線とする。

例）メープル、バーチではブラックを塗装すると木目が全く見えないので、グリップ部で木目を確認する

＊上記③の例のグリップ部分は、ブラック塗装だが、材料がホワイトアッシュのため、木目確認が可能

※ 軟式の試合に限り、ＢＦＪマーク表示のない軟式木製バット（ただし、木目が目視できること）の使用を認める。

■ 木片の接合バット、竹の接合バット

高校野球特別規則(2)、①、イ) に準じて「木目を目視できるものとする」バットを試用可とする。

(例)

① 合板バット　木目が見える　グラスファイバー（折れにくくするため）

試合ＯＫ

② 合板バット　木目が見えない（ブラック全塗装）

試合ＮＧ

③ 合板バット＋グリップ部グラスファイバー補強
グリップ部の木目が見えない

試合ＮＧ

④ 打球部木製、グリップ部ＦＲＰ　木目が見えない
（練習用バットとして販売）

試合ＮＧ

➡ 合竹、合板、樹脂加工バットの場合、木目の確認ができれば試合での使用可能